

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり。時事新報には毎號詳細なる商況物價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢(一箇月前金五十錢)三箇月前金一百五十錢(六箇月前金三百圓)商年前金六圓(一箇月前金三十錢)時事新報ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定額ノ外ニ一箇月十三錢ノ運送料申受ク
時事新報廣告(右空)

一行五號活字四字詰	一日取	六日迄	七日以上
行	付	十三錢	十一錢

時事新報定價
時事新報一箇月前金五十錢(一箇月前金三百圓)商年前金六圓(一箇月前金三十錢)時事新報ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定額ノ外ニ一箇月十三錢ノ運送料申受ク
時事新報廣告(右空)

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるほど寡からず獨り事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せず雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生したる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

日本が開國の國是を決してより爰に殆んど半世紀、日本は淺じて云ふ可らず而して我が朝野の嚮ふ所を見れば唯内部の少經營に極くとして外に對して國を立てるの長計を講ずる者甚だ稀であるが如し開國の國是を定めて開國後に處するの方法を盡さんば寧ろ初めより國を開かざるに優れに如かず人の言に日本の國を開いたるは當時國を開くを以て得策ありと認めたるが故にあらず世界の大勢八方より促し來りて止むを得ず交際を約したるのみと云ふものあり此言或は然らん我開國は實に人力を以て防ぐ可らざる可きものありと覺悟せざるにて坐して國の亡ぶるを待つ者と云ふ可きのみ我輩の如きは即ち國を亡ぼすと亡ぼさる所なり抑も我開國論は王政維新に至りて更に端緒を改め當時の國論に我大日本國は東洋の孤島に雖伏せ在して將に世界の大局に雄飛す可きものなりと議論ふしに一定して爾來二十四年の久しを會て其方針を變したるほどあきに今日の實際を見れば世間往々唯内あるを知りて外あるを知らざる者多しと云ふ心を虚して之を眺むれば既に不可思議なる其上に尚ほ一步を進み近來は泰西崇拜の反対に領國論を再演せんとする者さへあるが如し奇なる

第三千八十八號
明治廿四年七月廿三日

舊曆辛卯六月十八日
月八午前六時四時四十分
正午後六時五十一分

(庚成)

明治廿四年

大藏大臣伯爵松方正義
○東京府告示第六十九號
免本官 東京府知事從二位勳二等侯爵 蜂須賀茂韶
任東京府知事

右昨二十一日宣下
明治廿四年七月廿二日 東京府知事 富田鐵之助

裁ヲ得タリ

七月廿二日

正五位

富田鐵之助

○現内閣は地租の輕減を行ふは免く迄不願意を唱へ現に我地租

太郎氏は過般來地價修正事件に就て各大臣を訪ひ其意

見を叩きたるに松方總理大臣を始めとし各大臣とも此

國の文物を飾るの小策に止まりて更に外に對するの針

路を講するに非ざれば改革も亦唯國民の煩を爲すのみ

又彼の保守論者が漫に外人の侮を怒るのみにして其

國の文物を飾るの小策に止まりて更に外に對するの針

路を講するに非ざれば改革も亦唯國民の煩を爲すのみ

拜し法律制度より衣服飲食に至るまで一切歐米に模倣せんふと勉れば他の一方に於ては之を自して日本を洋化するものとし鎖國的論鋒を以て攻擊已まず雙方共に外あると知るが如くにして未だ全く之を知らざるもの歟法律以下の諸件を改革したればとて單に内國の文物を飾るの小策に止まりて更に外に對するの針路を講するに非ざれば改革も亦唯國民の煩を爲すのみ

又彼の保守論者が漫に外人の侮を怒るのみにして其

國の文物を飾るの小策に止まりて更に外に對するの針

路を講するに非ざれば改革も亦唯國民の煩を爲すのみ

拜し法律制度より衣服飲食に至るまで一切歐米に模倣せんふと勉れば他の一方に於ては之を自して日本を

洋化するものとし鎖國的論鋒を以て攻擊已まず雙

ば右の軍艦は尙ほ支拂の彈丸は能く此のものは遂に彼を傷く度は經費增加の要

に氣込み居る由あるものは遂に彼を傷く度は經費增加の要

の競争の爲め確定の

リ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十五日勅

書

士官の彈丸を以て

射るべしとあり

の彈丸は能く此のものは遂に彼を傷く

度は經費增加の要

の競争の爲め確定の

リ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十五日勅

書

士官の彈丸を以て

射るべしとあり

の弾丸は能く此のものは遂に彼を傷く

度は經費增加の要

の競争の爲め確定の

リ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十五日勅

書

士官の弾丸を以て

射るべしとあり

の弾丸は能く此のものは遂に彼を傷く

度は經費增加の要

の競争の爲め確定の

リ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十五日勅

書

士官の弾丸を以て

射るべしとあり

の弾丸は能く此のものは遂に彼を傷く

度は經費增加の要

の競争の爲め確定の

官報

第三回 明治二十四年度第二豫備金支出

一金二萬六百三十圓 地質調査所分析室再設費本年六月一日農商務省地質調査所内分析室一坡及付属器具器械等燒失シケルニヨリ之ガ新築及新調ノ費用ヲ

器